

食品安全委員会（第805回会合）議事概要

日 時:令和3年2月16日(火) 14:00~15:25
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長外3名出席
動画配信:報道1名、行政機関0名、一般6名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬7品目
イプロジオン
カズサホス
クレトジム
ピラフルフェンエチル
フェナザキン
フルフェノクスロン
メトミノストロビン

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明

農薬「カズサホス」「クレトジム」及び「フェナザキン」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「ピラフルフェンエチル」及び「メトミノストロビン」については、急性参照用量の設定のため、農薬「ピラフルフェンエチル」は農薬第三専門調査会、農薬「メトミノストロビン」は農薬第五専門調査会において審議することとなった。

農薬「フルフェノクスロン」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬第三専門調査会において審議することとなった。

農薬「イプロジオン」については、平成25年3月18日に評価要請の説明がなされ、旧農薬専門調査会で審議中であることを踏まえ、農薬第四専門調査会において審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品及び飼料添加物1品目
ナイカルバジン

→厚生労働省から説明

動物用医薬品・飼料添加物「ナイカルバジン」については、平成25年12月16日に評価要請の説明がなされ、肥料・飼料等専門調査会において審議中であることを踏まえ、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品 1 品目
アルベンダゾール

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明
動物用医薬品「アルベンダゾール」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品 1 品目
アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール100）

→農林水産省から説明
本件について、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

・遺伝子組換え食品等 1 品目
コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）（飼料）

→農林水産省から説明
本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

・遺伝子組換え食品等 2 品目
コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）（食品）
pPDX株を利用して生産されたホスホリパーゼ

→厚生労働省から説明
本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

・令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

→事務局から説明
「*Unicapsula seriolae*」は評価に必要と考えられる科学的知見が不足していることから「自ら評価」案件として取り上げないが、引き続き科学的知見の集積の動向を注視することとなった。

・令和3年度食品安全委員会運営計画について

→事務局から説明
本件について、意見・情報の募集手続に入ることとなった。

- ・令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

→事務局から説明

令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画については、報告された案のとおり決定することとなった。

(3) 農薬第二専門調査会における審議結果について

- ・「ペンディメタリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「JPBL006株を利用して生産されたキシラナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「キャプタン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロシミドン」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「キャプタンの許容一日摂取量(ADI)を0.1 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)を3 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)を0.3 mg/kg体重と設定する。」

「プロシミドンの許容一日摂取量(ADI)を0.035 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)を0.3 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)を0.035 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「マンジプロパミド」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「メタミホップ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「マンジプロパミドの許容一日摂取量(ADI)を0.05 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「メタミホップの許容一日摂取量(ADI)を0.0042 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を1.2 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「トロメタミンジノプロストを有効成分とする牛の注射剤（動物用プロナルゴンEZ注射液）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。